

自主的避難等対象区域（福島市）に居住しており、原発事故直後に避難しようとしたものの、統合失調症の申立人子の療養体制の確保等のため平成23年6月に避難を開始した申立人らについて、申立人子の精神的損害（増額分）として、一時金10万円が賠償されたほか、平成23年8月分までの避難費用等が賠償された事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター令和○年（東）第○号事件及び令和○年（東）第○号事件（併せて、以下「本件」という。）につき、申立人X1、同X2及び同X3（併せて、以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目	ア 避難費用（避難交通費）
	イ 避難費用（引越費用）
	ウ 避難費用（住居費）
	エ 二重生活に伴う生活費増加分
	オ 家財道具購入費
	カ 帰還費用（帰還交通費）
	キ 帰還費用（引越費用）
	ク 精神的損害
期間	上記損害項目アないしオについて 平成23年6月15日から平成23年8月31日まで 上記損害項目カ及びキについて 平成23年6月15日から平成27年10月5日まで 上記損害項目クについて 平成23年3月11日から平成23年8月31日まで

2 和解金額

被申立人は、前項の損害項目及び期間についての和解金として、申立人らに対し、金1,627,108円の支払義務があることを認める。

〈内訳〉

ア 避難費用（避難交通費）	12,800円
イ 避難費用（引越費用）	183,000円
ウ 避難費用（住居費）	615,508円
エ 二重生活に伴う生活費増加分	90,000円

オ 家財道具購入費	300,000円
カ 帰還費用（帰還交通費）	15,800円
キ 帰還費用（引越費用）	190,000円
ク 精神的損害	220,000円

3 既払金

申立人ら及び被申立人は、被申立人が申立人らに対し第2項の金員のうち、金240,000円を支払済みであることを確認する。

4 支払方法

（省略）

5 清算

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（ただし、同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力は及ばず、申立人らは被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求をしない。

6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らと被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和元年12月11日

（仲介委員 清水 貴行）